

三重県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年10月16日三重県条例第43号)

【沿革】平成15年3月17日三重県条例第18号改正
平成20年3月26日三重県条例第14号改正
平成20年10月24日三重県条例第45号改正

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度の公正な運営の確保を図るため、法第二章の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請等)

第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。
- 一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - 二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区)の長が発給する文書
 - 三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項第三号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。
- 5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせている場合にあつては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。
- 6 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。

(表決権の行使に係る電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第三条 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更の内容

三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の事業報告書等、役員名簿等及び定款等を法第二十八条第一項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して七日以内に知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第五条 法第二十九条第二項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

2 法第二十九条第二項の規定による閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の下欄に掲げる時期においてそれぞれ一通提出しなければならない。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第十条第一項第一号の書類、法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。この項の下欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第十四条の設立の時の財産目録又は法第三十五条第一項の財産目録	法第十三条第二項の規定による届出書の提出時に併せて提出
二 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

(成功の不能による解散の認定申請)

第六条 法第三十一条第二項の規定による解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第七条 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散した特定非営利活動法人の解散前における名称
- 二 清算人の住所又は居所及び氏名
- 三 譲渡すべき残余財産
- 四 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請)

第八条 法第三十四条第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人（その合併後三重県内のみに事務所を置く特定非営利活動法人に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第五項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第九条 法第三十五条第一項の財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第十条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

(書面の保存等における情報通信の技術の利用)

第十一条 法第四十四条の三に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第十八号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十八号抄）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十四号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十四日三重県条例第四十五号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。